

第26回 定時株主総会 ▶▶▶

招集ご通知

開催日時

2022年5月26日（木曜日）
午前10時

開催場所

神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール

議案

- <会社提案>
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件
- <株主提案>
- 第4号議案 自己株式の買い付けについて
 - 第5号議案 定款一部変更の件（株主優待について）
 - 第6号議案 定款一部変更の件（決算説明資料の作成について）
 - 第7号議案 定款一部変更の件（東証プライム市場について）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。

ご出席を希望される株主様におかれましても、開催日当日までの感染状況や政府・自治体の発表内容をお確かめのうえ、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。ご来場される場合はマスク常時着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、感染防止の観点から間隔をあげた座席配置となりますので、例年に比べて座席数が減少いたします。満席となりました場合は、入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。本株主総会の運営に変更が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.land.jp>）に掲載させていただきます。

目次

第26回定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	16
計算書類……………	19
監査報告……………	22
株主総会参考書類……………	27

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号
株式会社 ラ ン ド
代表取締役社長 松 谷 昌 樹

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月25日（水曜日）午後7時まで議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスのうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、37頁から38頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年5月26日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第26期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）> | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

<株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案 自己株式の買い付けについて

第5号議案 定款一部変更の件（株主優待について）

第6号議案 定款一部変更の件（決算説明資料の作成について）

第7号議案 定款一部変更の件（東証プライム市場について）

株主提案（第4号議案から第7号議案まで）に係る議案の要領及び提案の理由は、後記「株主総会参考書類」（32頁から36頁まで）に記載のとおりであります。

なお、当社取締役会はこれらの議案すべてに反対しております。

4. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.land.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知記載のもの他、上記の当社ウェブサイトに掲載した事項も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.land.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業収益の減少や個人消費の低迷、雇用環境の悪化等により、厳しい状況で推移致しました。

また、景気の先行きにつきましても、感染の再拡大による経済の下振れリスク等への懸念もあり、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、低金利下での良好な資金調達環境を背景に、国内外の投資家の投資意欲は依然として高く、不動産市況全体としては堅調に推移しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大によってワークスタイルや個人の消費活動に変化が生じているため、今後の新規案件への投資については、収益性の検討をより慎重に行うことが必要になってきております。

また、当社グループが手掛けている太陽光発電所の流動化プロジェクト等の再生可能エネルギー関連投資事業につきましても、低金利や政府による経済政策を背景に、良好な資金調達環境を活用したエネルギーファンド等の組成が活発であり、政府によるグリーン成長戦略の推進等の後押しもあり、大きなビジネスチャンスとなっております。

このような環境下において、当社グループは「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、経営基盤の強化を図るとともに、更なる企業価値の向上を目指し、最大限の努力を継続してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は3,026百万円(前期比165.1%増)、営業利益は1,444百万円(前期は2,822百万円の営業損失)、経常利益は1,591百万円(前期は2,788百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,670百万円(前期は2,789百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

各事業セグメントごとの業績につきましては、以下の通りであります。

(不動産投資事業)

不動産投資事業につきましては、共同事業形式による事業の精算による売上計上を行い、前連結会計年度に比べ売上高は増加したものの、一部進捗が遅れている案件についてたな卸資産評価損を計上した結果、売上高は670百万円(前期は34百万円の売上)、営業損失は76百万円(前期は37百万円の営業損失)となりました。

(再生可能エネルギー関連投資事業)

再生可能エネルギー関連投資事業につきましては、太陽光発電所建設に係る共同事業の精算を行った結果、売上高は1,979百万円(前期比252.9%増)、営業利益は1,872百万円(前期は2,474百万円の営業損失)となりました。

(リノベーション事業)

リノベーション事業につきましては、中古住宅等の引渡しを行った結果、売上高は376百万円（前期比30.3%減）、営業利益は0百万円（前期比98.0%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、リノベーション事業における事業資金として金融機関より、総額251百万円の資金調達を実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念として成長し続ける企業体の構築を目指すとともに、SDGsやESGを意識しながら社会に貢献できる新たな事業機会の創出を含めた収益基盤の構築を行うことで、環境変化に強い高収益な企業体質の確立を目指しております。

そのために他社との差別化を推進し、長期的な競争優位性を維持しながら、収益力向上を図るため、特に以下の内容を重要課題として取り組んでまいります。

①資金調達力の強化

当社グループは、収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、引き続き安定的な資金調達が課題であると認識しております。

そのため、更なる財務基盤の充実を図るとともに、当社グループの置かれている状況を総合的に勘案したうえで、円滑かつ多面的な資金調達を行ってまいります。

②事業基盤の拡充及び収益力の強化

当社グループは、当連結会計年度において、再生可能エネルギー関連投資事業における太陽光発電所の流動化プロジェクト等への投資を積極的に展開してまいりました。

当社グループといたしましては、現在、当社グループが手がけております太陽光案件の事業化に向け最大限の努力を継続するとともに、シナジー効果やリスク分散効果の観点から、バイオマス発電関連の案件や、不動産投資事業案件等にも引き続き投資を行うことで、事業基盤の拡充及び収益力を強化してまいります。

③内部管理体制の強化

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、引き続き、経営の健全性と効率性を高めていくことが必要と考えており、こうした課題の実現に向けて、コーポレートガバナンス・コードに添って、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加え、責任ある経営体制の構築及び経営に対する監督機能の強化並びに透明性の向上に努めることで、一層の体制強化を図ってまいります。

当社グループは、以上のような経営方針の下、当社のオリジナリティを発揮した事業展開を推進することで、着実な企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 重要な企業再編等の状況

当社は2021年12月1日付で、当社子会社の有限会社エル・ディー・プランニングAの全株式を譲渡いたしました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第 23 期 2019年2月期	第 24 期 2020年2月期	第 25 期 2021年2月期	第 26 期 (当連結会計年度) 2022年2月期
売上高 (千円)		2,244,687	2,878,343	1,141,705	3,026,375
経常利益又は経常損失(△) (千円)		613,420	1,480,621	△2,788,663	1,591,253
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)		421,727	1,319,132	△2,789,076	1,670,057
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)		0.36	0.92	△1.94	1.16
総資産 (千円)		7,247,819	8,912,583	6,038,805	7,170,499
純資産 (千円)		6,070,249	7,389,381	4,600,305	6,185,903
1株当たり純資産額 (円)		4.21	5.13	3.19	4.31

(注) 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社T T S エナジー	1百万円	100.0%	再生可能エネルギー関連 投資事業 不動産投資事業

(注) 上記の他、1社の連結子会社がございます。

(8) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成され、不動産事業を展開しており、「不動産投資事業」「再生可能エネルギー関連投資事業」「リノベーション事業」を報告セグメントとして営業しております。なお、各セグメントにおける事業内容は以下の通りであります。

セグメント区分	事業の内容
不動産投資事業	住宅、オフィスビル、ホテル、商業施設、物流施設や宅地造成等の開発型不動産をはじめとした各種不動産への投資事業（共同事業形式による不動産投資等を含む。）
再生可能エネルギー関連投資事業	太陽光発電所やバイオマス発電所等の再生可能エネルギー案件の不動産開発をはじめとした投資事業（共同事業形式による再生可能エネルギー関連投資等を含む。）
リノベーション事業	リノベーションにより付加価値を高めた中古住宅（区分所有マンション・戸建て）をエンドユーザーに売却する事業

(9) 主要な営業所及び事業所 (2022年2月28日現在)

当社

本社 : 神奈川県横浜市西区
株式会社T T S エナジー
本社 : 福岡県飯塚市

(10) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	増減なし	46.6歳	8.2年

(11) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入金残高
	千円
有限会社シーライフ	274,551
株式会社きらぼし銀行	170,000
株式会社日本政策金融公庫	86,720

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 1,483,896,000株

(2) 発行済株式の総数 1,433,716,903株

（自己株式7,257,097株を除く）

(3) 株主数 36,211名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 谷 昌 樹	320,036,000 株	22.32 %
株 式 会 社 ラ ン ド コ ー ポ レ ー シ ョ ン	160,000,000	11.16
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	117,498,900	8.20
前 澤 政 弘	24,227,000	1.69
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	17,022,400	1.19
小 沢 一 光	14,000,000	0.98
協 和 青 果 株 式 会 社	12,000,000	0.84
J . P . M o r g a n S e c u r i t i e s p l c	10,701,272	0.75
有 限 会 社 協 和 商 事	8,000,000	0.56
山 本 義 弘	6,380,000	0.44

(注) 1. 当社は自己株式（普通株式7,257,097株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松谷昌樹	
常務取締役	佐瀬雅昭	管理部長
常務取締役	渡部隆	経営企画部長
取締役 (常勤監査等委員)	齊藤守人	
取締役 (監査等委員)	五十嵐啓二	日比谷見附法律事務所 代表
取締役 (監査等委員)	大畑俊信	大畑俊信税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)齊藤守人氏、五十嵐啓二氏、大畑俊信氏の3氏は社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)齊藤守人氏及び大畑俊信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)五十嵐啓二氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)齊藤守人氏は常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めるため及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性確保のため必要と判断しているためです。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に業務執行取締役を除く取締役(以下、「非業務執行取締役」という。)の責任限定契約に関する規定を設けており、当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係
 - ・取締役（監査等委員）五十嵐啓二氏は、日比谷見附法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）大畑俊信氏は、大畑俊信税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況

氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
齊藤守人	当事業年度開催の取締役会15回のうち11回に出席し、また、監査等委員会14回のうち11回に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。また、同氏は指名報酬委員会の委員として、独立社外役員の立場から職責を果たしております。
五十嵐啓二	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。また、同氏は指名報酬委員会の委員として、独立社外役員の立場から職責を果たしております。
大畑俊信	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

- ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等
 - ・当社は2021年2月17日付で取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。（なお、当該決定方針は、2021年4月8日付の取締役会において一部改定しております。）
 - また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
 - 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりとなります。

イ. 取締役の報酬等については、当面の間、主に職責に応じた堅実な職務執行を促すため、次に掲げる表のとおり「基本報酬（固定報酬）」のみで構成されるものとする。

〈表：現行の報酬等の種類の比率〉

	①：②及び③以外の報酬等	②：業績連動報酬等	③：非金銭報酬等
比率	100%	0%	0%
当社における名称	基本報酬（固定報酬）	—	—

ただし、今後更なる持続的な成長と企業価値の向上を目指すため、取締役の報酬については短期のみならず中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、報酬の一定割合について、インセンティブ報酬の性格を有する業績連動報酬等や非金銭報酬等の導入について継続的に検討する。

ロ. 個々の取締役の具体的な報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内におい

て、委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会に諮問した答申を尊重し、経済情勢や同業他社における報酬水準等を考慮しつつ、職責、取締役個人の経験・実績・貢献度に基づき決定する。

ハ. 「基本報酬（固定報酬）」は、任期中に定期的に支払うものとし、原則として、毎月現金にて支払う。

ニ. 決定の委任について

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関し、取締役会の決議により、次の者に対し、次の範囲・手続にて委任することができる。

委任を受ける者：当社代表取締役

委任する権限の内容：法令及び本決定方針に沿って、表中の①の報酬等につき、各取締役に対する具体的配分額の決定及びこれに付帯する細部の事項の決定

委任を受ける者に求める手続：委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会の答申を尊重し、決定前に管理部門の担当取締役と協議を行い、同取締役から意見を聴取すること

ホ. 本決定方針の決定・改定

本決定方針は、取締役会によって決定され、変更される。監査等委員である取締役の報酬等の決定方針は、監査等委員である取締役の協議により決定され、変更される。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

取締役（監査等委員を除く。） 3名 108,000千円

取締役（監査等委員） 3名 15,600千円（うち社外3名15,600千円）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第21回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第21回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬（固定報酬）については、2021年2月17日開催の取締役会において代表取締役松谷昌樹氏にその具体的配分額の決定及びこれに付帯する細部事項の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。（なお、当該決定方針は、2021年4月8日付の取締役会において一部改定しております。）当該決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、委任をした決定権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、支給水準については委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会の答申を尊重することとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

会計監査人 山野井 俊明

会計監査人 山川 貴生

(注)当社の会計監査人でありました監査法人元和は、2021年5月27日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

金額 (千円)

		監査法人元和	山野井俊明氏・山川貴生氏 (城南公認会計士共同事務所)
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	6,000	17,100
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6,000	17,100

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業理念」「経営理念」に基づき誠実に行動し、コンプライアンス重視の姿勢を周知徹底するため、取締役及び使用人に対して、関連諸法令に関する教育の充実等に努める。
- ② 業務監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの強化を行う。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写できる状態に管理する。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査等委員会の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、予見されるリスクの分析と識別を行い、必要に応じ、プロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とする。
- ② 各担当部署長は、内在するリスクを把握・分析・評価した上で適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。また、当該リスクの軽減に取り組む。
- ③ 内部監査室は内部監査規程に基づき、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告する。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 投資に関する案件は、原則として投資委員会の審議を要するものとする。当該投資委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び担当部署長により構成され、常勤監査等委員の立会いのもと、必要に応じて開催する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社（子会社）の管理は、当社規程に従い、当社の管理部と、当該関係会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、協力して行う。

- ② 関係会社には、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人を派遣し、当該関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査等委員会は、当該会社の業務執行状況を監査する。
 - ③ 各関係会社の事業運営については、各社の取締役より定期的に業務内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行うなど業務の適正を確保する。なお、各関係会社での投資案件等に関しては、原則として当社投資委員会の審議を要するものとする。
- (6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の独立性に関する事項**
- ① 当社は、監査等委員会の要請がある場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を選任する。
 - ② 当該使用人の人事等については、事前に監査等委員会の同意を得ることとする。
- (7) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
 - ② 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が決議する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して説明を求め、または報告を受けることができる。
 - ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）はその職務の執行状況や内部統制システムの構築及び運用状況等について、監査等委員会に報告する。
 - ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
 - ⑤ 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果を随時監査等委員会に報告するものとする。
- (8) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。
 - ② 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、監査等委員会監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
 - ③ 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した改善点につきましては、是正措置等を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は下記のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

- ① 内部監査部門である内部監査室は、当社グループの内部監査を毎年定期的に行い、監査結果を担当役員に報告しております。
- ② 取引先との関係において、社内規定に基づき、取引先が反社会的勢力でないことを確認したうえで取引を開始するなど、反社会的勢力排除に対する取組みを実施しております。

(2) リスク管理体制の強化

- ① 内部通報制度により、当社従業員等が法令、定款、社内規則に違反する行為又は違反するおそれがある行為を発見した場合の報告、相談体制を構築し、運用しております。
- ② インサイダー取引防止のため、当社役員が自社株式を売買する場合は、当社担当役員に事前申請し許可を得た場合のみ売買できる体制を取っております。

(3) 企業グループにおける業務の適正の確保

当社グループの管理につきましては、毎月の取締役会にて月次報告を行い、業績及び経営状況を報告しております。

(4) 監査等委員会の監査体制

- ① 監査等委員会は、毎月及び臨時に開催しており、更に常勤監査等委員につきましては、その他社内会議に出席して情報収集を行い、経営の監視を図っております。
- ② 当社は監査等委員の職務を補助する使用人を選任しております。当該補助使用人は業務部門を兼任しておりますが、監査等委員職務の補助にあたっては、取締役からの独立性が確保されております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への長期的な利益還元を経営の重要課題として位置づけております。利益配当につきましては、事業展開及び経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

この方針のもと、2022年2月期の配当については、当事業年度の業績及び今後の経営環境を踏まえ、1株当たり年間配当金を0.1円とすることを決定しており、次期の配当につきましても、1株当たり年間配当金を0.1円とする予定であります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,118,373	流 動 負 債	761,546
現金及び預金	1,782,146	短期借入金	145,500
たな卸資産	4,323,082	1年内返済予定の長期借入金	298,221
短期貸付金	929,840	未払費用	282,650
その他	92,642	未払法人税等	1,132
貸倒引当金	△9,338	その他	34,041
固 定 資 産	52,125	固 定 負 債	223,050
有形固定資産	3,316	長期借入金	223,050
建物及び構築物	1,753	負 債 合 計	984,596
その他	1,563	純 資 産 の 部	
無形固定資産	3,289	株 主 資 本	6,184,553
その他	3,289	資 本 金	50,000
投資その他の資産	45,519	資 本 剰 余 金	2,797,818
投資有価証券	25,000	利 益 剰 余 金	3,861,038
保証金	20,519	自 己 株 式	△524,304
長期貸付金	32,149	新 株 予 約 権	1,350
その他	33,920	純 資 産 合 計	6,185,903
貸倒引当金	△66,070	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,170,499
資 産 合 計	7,170,499		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高 価	3,026,375
売 上 原 価	997,003
売 上 総 利 益	2,029,372
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	584,774
営 業 利 益	1,444,597
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,259
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	120,597
そ の 他 の 営 業 外 収 益	30,486
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	15,125
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,561
経 常 利 益	1,591,253
特 別 利 益	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	78,594
そ の 他	1,346
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,671,194
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,136
当 期 純 利 益	1,670,057
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,670,057

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日 期首残高	50,000	2,797,818	2,190,981	△440,204	4,598,595
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,670,057		1,670,057
自己株式の取得				△84,100	△84,100
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	1,670,057	△84,100	1,585,957
2022年2月28日 期末残高	50,000	2,797,818	3,861,038	△524,304	6,184,553

	新株予約権	純資産合計
2021年3月1日 期首残高	1,710	4,600,305
連結会計年度中の変動額		
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,670,057
自己株式の取得		△84,100
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△360	△360
連結会計年度中の 変動額合計	△360	1,585,597
2022年2月28日 期末残高	1,350	6,185,903

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,559,159	流 動 負 債	761,403
現金及び預金	1,706,467	短期借入金	145,500
販売用不動産	189,191	1年内返済予定の長期借入金	298,221
仕掛販売用不動産	408,886	未払費用	282,650
共同事業出資金	1,061,000	未払法人税等	986
短期貸付金	697,840	その他	34,044
関係会社短期貸付金	1,878,823	固 定 負 債	223,050
その他	623,940	長期借入金	223,050
貸倒引当金	△6,991	負 債 合 計	984,453
固 定 資 産	54,225	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	3,316	株 主 資 本	5,628,931
建物	1,753	資 本 金	50,000
その他	1,563	資 本 剰 余 金	2,797,818
無 形 固 定 資 産	3,289	その他資本剰余金	2,797,818
その他	3,289	利 益 剰 余 金	3,305,416
投 資 そ の 他 の 資 産	47,619	その他利益剰余金	3,305,416
関係会社出資金	2,100	繰越利益剰余金	3,305,416
長期貸付金	32,149	自 己 株 式	△524,304
長期未収入金	33,920	純 資 産 合 計	5,628,931
その他	45,519	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,613,384
貸倒引当金	△66,070		
資 産 合 計	6,613,384		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,046,760
売上原価		997,003
売上総利益		49,756
販売費及び一般管理費		435,693
営業損失		385,937
営業外収益		
受取利息及び配当金	59,255	
貸倒引当金戻入額	120,597	
その他の営業外収益	30,486	210,339
営業外費用		
支払利息	15,125	
その他の営業外費用	3,561	18,687
経常損失		194,285
特別利益		
債務保証損失引当金戻入額	81,794	
その他の特別利益	1,346	83,141
特別損失		
関係会社出資金売却損	3,200	3,200
税引前当期純損失		114,344
法人税、住民税及び事業税		991
当期純損失		115,335

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株		主		資		本	
	資	本	資	本	利	益	利	益
期首残高	50,000	2,797,818	2,797,818	3,420,752	3,420,752			
当期変動額								
当期純損失					△115,335	△115,335		
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	△115,335	△115,335			
期末残高	50,000	2,797,818	2,797,818	3,305,416	3,305,416			

	株		主		新株予約権	純資産合計
	自	己	株	主		
期首残高	△440,204	5,828,366	5,828,366	360	5,828,726	
当期変動額						
当期純損失		△115,335	△115,335		△115,335	
自己株式の取得	△84,100	△84,100	△84,100		△84,100	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△360	△360	
当期変動額合計	△84,100	△199,435	△199,435	△360	△199,795	
期末残高	△524,304	5,628,931	5,628,931	-	5,628,931	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

株式会社ランド
取締役会 御中城南公認会計士共同事務所
東京都渋谷区

公認会計士 山野井 俊明

公認会計士 山川 貴生

監査意見

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ランドの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

株式会社ランド
取締役会 御中城南公認会計士共同事務所
東京都渋谷区

公認会計士 山野井 俊明

公認会計士 山川 貴生

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ランドの2021年3月1日から2022年2月28日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人2名の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人2名の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月21日

株式会社ランド 監査等委員会

常勤監査等委員	齊藤守人	ⓧ
監査等委員	五十嵐啓二	ⓧ
監査等委員	大畑俊信	ⓧ

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるとともに、所要の修正をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第2条</u> 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会の答申を経ており、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】取締役候補者一覧

候補者番号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	まつ たに まさ き 松 谷 昌 樹	代表取締役社長 再任
2	さ せ まさ あき 佐 瀬 雅 昭	常務取締役 管理部長 再任
3	わた なべ たかし 渡 部 隆	常務取締役 経営企画部長 再任

再任：再任取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1	まつ 谷 昌 樹 (1968年6月7日)	1991年4月 株式会社大京 入社 1996年12月 当社設立 代表取締役社長(現任) <取締役候補者とした理由> 当社の創業者として長年に亘り経営の指揮を執り、熱意と強い責任感を持って経営にあたっております。不動産業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験をもとに、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	320,036,000株
2	き 佐 瀬 雅 昭 (1965年9月18日)	1988年4月 株式会社大京 入社 1999年3月 株式会社シード 入社 2000年3月 オートバイテル・ジャパン株式会社 入社 2001年2月 当社入社 管理部長(現任) 2003年5月 当社取締役 2007年5月 当社常務取締役(現任) <取締役候補者とした理由> 当社及び当社グループ会社の取締役として長年に亘り管理部門全体を統括し、経営課題に対し着実に取り組んでおります。その実績、能力、不動産業界における長年の経験等により、経営に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	192,800株
3	わた 部 隆 (1965年7月1日)	2002年5月 当社 入社 2006年4月 当社管理部次長 2007年4月 当社経営企画部長(現任) 2013年5月 当社取締役 2017年5月 当社常務取締役(現任) <取締役候補者とした理由> 入社以来、管理部門及び経営企画部門に従事して要職を歴任し、現在では常務取締役として当社グループの事業を牽引しております。事業戦略の意思決定にも深く携わっており、今後も当社経営への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	92,200株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各氏の再任が承認された場合は、継続して当該契約の被保険者となる予定であります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である山野井俊明氏（城南公認会計士共同事務所）及び山川貴生氏（城南公認会計士共同事務所）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに城南監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	城南監査法人
事務所所在地	東京都渋谷区恵比寿南二丁目1番9号 朝井ビル3階
社 員 数	6名
沿 革	2021年7月設立

（注）監査等委員会が城南監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は城南公認会計士共同事務所を母体として設立されていることから、適正な監査体制を継続できること、会計監査人に必要な専門性、独立性及び品質管理体制等を有していること、並びに監査報酬額が相当であることなどを総合的に勘案した結果、同監査法人が当社に適した効率的かつ効果的な監査業務を遂行できると判断したためであります。

<株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案から第7号議案まで、個人株主1名の方からのご提案によるものであります。

取締役会としては、後述のとおり本株主提案に反対いたします。

なお、議案の要領及び提案の理由は、提案株主から提出された本株主提案書の該当部分を、原文のまま記載しております。

第4号議案 自己株式の買い付けについて**(1) 議案の要領**

会社法第156条第1項の規定に基づき、本総会終結時から1年以内に、当社の普通株式5000万株、10億円（当該金額が会社法により許容される取得価額の総額が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって自社株買いを行う。

(2) 提案の理由

当社の流通株式は多すぎ、結果的に株価が超低位にとどまっている。

株式併合をすると、かえって株主の利益を損なう可能性もあるので、当面の間、継続的な自社株買いで流通する株式を少しでも減らして、超低位株からの脱却を目指すべきである。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(理由)

当社グループは、株主様への長期的な利益還元を経営の重点課題として位置づけており、株主様への利益還元策につきましては、当社グループの中長期的な成長に向けた資金需要や、将来の経営環境の見通し等を総合的に勘案した上で実施することを基本方針としております。

当社といたしましては、リーマン・ショック以降、厳しい経営環境の中、早期に株主様への利益還元を再開すべく、業績回復に向け取り組んでまいり、着実に成果が積み上がってきたものと認識しており、当期におきましては、2022年4月21日付「剰余金の配当に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、14期ぶりとなる復配をいたしました。

しかしながら、今後の成長に向けた事業資金を確保し、持続的成長と中長期的な企業価値向上を可能とする企業体の構築に注力することが、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

また、当社は、自己株式の取得も、株主還元の有用な一手段と認識しており、当社定款第36条には、取締役会の決議によって自己株式の取得を行うことができる旨の定めが置かれており、当社といたしましては、株主総会でご決議いただくことなく、かかる定めにより自己株式の取得を機動的に検討してまいる所存であります。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第5号議案 定款一部変更の件（株主優待について）**（1）議案の要領**

当社株式5万株以上を保有する株主について、ポイント制などによる株主優待を行う旨を定款に明記する。

（2）提案の理由

100株など少数しか保有していない株主について、買い増しまたは売却を促し、株価の上昇と株主数の減少による株主管理コストの削減を図るものである。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

（理由）

株主優待制度につきましては、その導入にあたり、個別・具体的な事情を踏まえた制度設計を前提に、法的・経済的観点から慎重に検討することが必要であると考えます。また、導入後においても、社会的・経済的变化に即した運営を行う必要があります。このように株主優待制度の導入の当否、時期および制度内容は取締役会で決定すべきものであり、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款に本議案のような規定を設けることは、不要であり、適切ではないと考えられます。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件（決算説明資料の作成について）

（1）議案の要領

当社の取締役会は、四半期ごとに決算短信とは別に株主・投資家に当社の状況を詳細に説明するため、決算説明資料を作成し、当社ホームページで開示することを定款に明記する。

（2）提案の理由

現状では決算短信等は、ホームページで開示されているが、決算説明資料の開示がなく、一昨年の株主総会でも株主から質問があったのに改善されていないので、提案する。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

（理由）

当社は、経営情報の開示の一層の充実を目指しておりますが、その前提として、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うことに注力しております。当社の事業内容は、比較的シンプルであり、法令に基づく開示を適切に行うことによって、分かり易い正確な情報をお届けできるものと考えております。法令に基づくものに付加して、どのように経営情報を開示するかは取締役会で決定すべきものであり、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款に本議案のような規定を設けることは、不要であり、適切ではないと考えられます。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更の件（東証プライム市場について）**(1) 議案の要領**

当社は東証プライム市場を目指すことを定款に明記する。

(2) 提案の理由

プライム市場へ上場することは、当社の継続的な発展のために必要不可欠なことであり、その点について定款に明記して、全社一丸となってプライムへの早期上場を目指すことを定款に明記するものである。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(理由)

当社は、2021年12月29日付「新市場区分における『スタンダード市場』の選択申請に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、東京証券取引所「スタンダード市場」を選択いたしました。

当社の流通株式時価総額につきましては、東京証券取引所による新市場区分に関する一次判定の基準日（2021年6月30日）時点でプライム市場の上場維持基準をわずかに上回る状態であり、今後、当社の努力だけでは対処できない株式分布状況の変動やマーケット環境の変化による株価の変動等によって、当該維持基準に抵触するリスクが考えられ、現時点では基準に抵触した場合の経過措置の期限も明確ではなく先行きが不透明であること等から、株主の皆様が安心して当社株式を保有、売買できる環境を確保することが重要であると判断したものであります。

当社といたしましては、当社グループの展開する既存事業に加え、成長を可能とするビジネスモデルを早期に構築することで、持続的成長と中長期的な企業価値向上を可能とし、いかなる経営環境の変化にも耐えうる強固な経営基盤の構築に取り組み、プライム市場の上場維持基準を安定的かつ継続的に充足できる企業体とした上で、改めて、取締役会が判断すべきと考えております。

また、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款に本議案のような規定を設けることは、不要であり、適切ではないと考えられます。

したがいまして、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年5月25日（水曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォン等による方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォン等により読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種等によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール



交 通 JR線、東急東横線、京浜急行線「横浜駅」西口より徒歩9分
相模鉄道線、横浜市営地下鉄「横浜駅」9番出入口より徒歩6分

お願い：駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。